

三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、全ての児童生徒にとって魅力ある学校づくりの実現に向け策定された三次市立小中学校のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）及び三次市まち・ゆめ基本条例（平成18年三次市条例第1号）第6条に規定するまちづくりの目標の実現をめざし、各地域において、子どもとの交流を通じ、地域と子どもをつながりづくりや郷土愛の醸成を目的とした取組を支援するため、三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるものとする。

(補助対象団体等)

第2条 この告示において、補助金の対象となる団体は、基本方針により閉校となった学校を有する地域に事務所を置く別表に掲げる住民自治組織（以下「住民自治組織」という。）とし、次に掲げる期間を補助対象期間とする。

- (1) 各住民自治組織の区域（以下「区域」という。）内の小中学校と統合する場合は閉校となった日から起算して1年間
- (2) 区域外の小中学校と統合する場合は閉校となった日から起算して3年間

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 住民自治組織が地域の事情に応じて行う、地域と子どもとのつながりづくり等を目的とする事業
- (2) 住民自治組織が今後のまちづくりを見据えて行う、郷土愛の醸成等を目的とする事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 政治的又は宗教的な活動目的で実施される事業
- (2) 個人又は特定企業の営利目的で実施される事業

(3) 市の補助金等の交付を受ける事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象期間の各年度（4月1日から翌年の3月31日まで）において、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の10分の10以内とし、補助金額の上限は50万円とする。ただし、補助金の額に千円未満の額が生じるときは、これを切り捨てる。

2 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げるものについては補助対象経費としない。

(1) 賃金、各手当、報償費（講師謝礼を除く。）等

(2) 食糧費（講師への弁当・飲料代、会議等における茶菓代は除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して、三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定後に補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書（変更）（様式第6号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、第6条に規定する交付決定後に申請を取り下げるときは、三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金取下届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出があったときは、第6条の規定による当該事業の補助金の交付決定は、その効力を失う。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業完了後、速やかに、三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 事業内容が確認できる書類
- (4) 領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第10条 市長は、前条の実績報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による交付確定を受けた申請者が補助金の請求をしようとするときは、三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金は概算払による交付ができるものとし、申請者は、三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金概算払請求書（様式第14号）により、その請求を行うものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 補助金交付の要件に違反した場合

(2) 不正な手段により補助金を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為があった場合

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市学校再編後の地域・子ども交流支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により補助金の交付取消しの通知をするものとする。

（関係書類の保管）

第13条 申請者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度における事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

（告示の失効後の経過措置）

3 第12条及び第13条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

住民自治組織名	区域
河内まちづくり連合会	西河内町，東河内町，小文町，穴笠町，山家町
三次地区自治会連合会	三次町，三原町，日下町，山家町の一部
栗屋町づくり協議会	栗屋町
川地連合自治会	上川立町，下川立町，上志和地町，下志和地町，秋町
清河自治振興会	清河町
十日市自治連合会	十日市中一丁目～十日市中四丁目，十日市東一丁目～十日市東六丁目，十日市南一丁目～十日市南七丁目，十日市西一丁目～六丁目，十日市町
酒屋地区自治会連合会	東酒屋町，西酒屋町
八次地区連合自治会	畠敷町，南畑敷町，四拾貫町，後山町
和田自治連合会	向江田町，和知町
神杉地区自治会連合会	高杉町，廻神町，江田川之内町，三若町の一部
田幸地区町内会連合会	塩町，大田幸町，小田幸町，志幸町，木乗町，糸井町
川西自治連合会	三若町，石原町，海渡町，上田町，有原町
君田自治区連合会	君田町
布野町まちづくり連合会	布野町
一般社団法人作木町自治連合会	作木町
吉舎町自治振興連合会	吉舎町
三良坂町自治振興区連絡協議会	三良坂町
三和町自治連合会	三和町
甲奴町振興協議会連合会	甲奴町